

子発 0215 第 2 号  
障発 0215 第 5 号  
平成 31 年 2 月 15 日

各 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

## 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について (施行通知)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成 31 年厚生労働省令第 15 号。以下「改正省令」という。)が、本日公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとしている。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 45 条第 1 項において、都道府県は、同法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされている。また、同条第 2 項において、当該条例を定めるに当たっては、児童福祉施設に配置する従業者及びその員数等については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については当該基準を参照するものとされている。

当該基準として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「基準省令」という。)が定められているところ、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定)に基づき平成 30 年度に行われた地方公共団体からの提案(以下「提案」という。)等を踏まえ、基準省令について所要の見直しを行うものである。

#### 第 2 改正の内容

##### (1) 児童指導員の要件の見直し

小学校、中学校等の教諭の免許状を有する者は児童指導員になることができるところ、提案を踏まえ、幼稚園の教諭の免許状を有する者を児童指導員にな

ことができる者に追加すること。

また、大学において社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者は児童指導員になることができるところ、当該大学に短期大学を含まないことを明確化するとともに、当該卒業した者には専門職大学の前期課程を修了した者は含まれないものとすること。

## （2）心理療法担当職員等の要件の見直し

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の心理療法担当職員、福祉型障害児入所施設の心理指導担当職員並びに児童自立支援施設の児童自立支援専門員についても、大学において心理学を専修する学科等を修めて卒業した者であることが要件の一つであるところ、当該大学に短期大学を含まないことを明確化するとともに、当該卒業した者には専門職大学の前期課程を修了した者は含まれないものとすること。

## 第3 運用上留意すべき事項

児童福祉法第45条第1項において、都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされており、本改正に伴う条例改正について適正かつ円滑に実施されたい。

## 第4 施行期日

平成31年4月1日

## ○厚生労働省令第十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十五日

厚生労働大臣 根本 匠

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

（職員）	改 正 後	（職員）	
		改 正 前	（職員）
第二十一条 （略）		第二十一条 （略）	第二十一条 （略）
2・3 （略）		2・3 （略）	2・3 （略）
4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。		4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
5～7 （略）		5～7 （略）	5～7 （略）
（職員）		（職員）	（職員）
第二十七条 （略）		第二十七条 （略）	第二十七条 （略）
2 （略）		2 （略）	2 （略）
3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。		3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員)  
第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5・7 (略)

(児童指導員の資格)

第四十三条 (略)

一・三 (略)

四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六・八 (略)

九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適當と認めたもの

十 (略)

2 (略)

(職員)  
第四十九条 (略)

2・14 (略)

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

い。  
(職員)  
第七十三条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この項において同じ。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院へり、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

(職員)  
第四十二条 (略)

2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5・7 (略)

(児童指導員の資格)

第四十三条 (略)

一・三 (略)

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六・八 (略)

九 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適當と認めたもの

十 (略)

2 (略)

(職員)  
第四十九条 (略)

2・14 (略)

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

い。  
(職員)  
第七十三条 (略)

2 (略)

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院へり、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4・6 (略)

**第八十条** (職員)  
2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この項において同じ)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、心理学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第三項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

5・6 (略)  
(児童自立支援専門員の資格)

**第八十二条** (略)

一・三 (略)  
(児童自立支援専門員の資格)

四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。以下この号において同じ)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

2 (略)  
五・八 (略)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

**第八十条** (職員)  
2・3 (略)

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

5・6 (略)  
(児童自立支援専門員の資格)

**第八十二条** (略)

一・三 (略)  
(児童自立支援専門員の資格)

四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む)又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

2 (略)  
五・八 (略)